

令和2年4月17日

## 緊急事態宣言を踏まえての当協会業務運営について

茨城県職業能力開発協会

令和2年4月16日、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令され、茨城県は「特定警戒都道府県」と位置づけられました。

この発表を受けまして、茨城県職業能力開発協会では、4月17日より原則、緊急事態宣言が解除されるまでの間、在宅勤務を用いた交替出勤により業務運営の縮小を行う形で対応いたします。

このため、当協会へお問い合わせいただいた際、職員が不在等で適切な対応が困難となる場合がありますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

### <営業時間>

8時30分～17時15分 ※土・日・祝日は休み

### <お問合せ先>

【技能検定関係、技能競技大会関係】

[kentei@ib-syokkyo.com](mailto:kentei@ib-syokkyo.com)

【階層別・テーマ別セミナー、TWI研修、48時間講習関係】

[kunren@ib-syokkyo.com](mailto:kunren@ib-syokkyo.com)

【ものづくりマイスター等の派遣に関する事】

[kunren@ib-syokkyo.com](mailto:kunren@ib-syokkyo.com)

【技能士手帳、技能士カードに関する事】

[kunren@ib-syokkyo.com](mailto:kunren@ib-syokkyo.com)

【その他のご質問】

[soumu@ib-syokkyo.com](mailto:soumu@ib-syokkyo.com)